

ファクシミリ送り状

所属長印

平成25年12月16日

宛先	あべの総合法律事務所 御中	06(6636)9364
----	---------------	--------------

件名	過労死防止基本法の制定を求める意見書について
原稿枚数	<A4 2枚> <B4 枚> <B5 枚> (送り状を含む)
通信欄	標記の件について、議案を送付いたします。 意見書の議案可決日は、12月13日です。 なお、意見書は、議案と同じ文面で12月13日付で提出しています。 よろしくお願いたします。

発信者

三川町議会事務局 高橋 朋子

〒997-1301 山形県東田川郡三川町

大字横山字西田85番地

TEL 0235-35-7039 (直通)

FAX 0235-66-3309

笑顔つながる 協働のまち
ハートフルタウンみかわ

過労死防止基本法の制定を求める意見書

「過労死」が社会問題となり、「karousi」が国際語となってから四半世紀が経とうとしています。過労死が労災であると認定される数は増え続けており、過労死撲滅の必要性が叫ばれて久しいですが、過労死は「過労自殺」も含めて広がる一方で減少する気配はありません。突然大切な肉親を失った遺族の経済的な困難や精神的悲哀は筆舌に尽くしがたいものがあり、また真面目で誠実な働き盛りの労働者が過労死・過労自殺で命を落としていくことは、我が国にとっても大きな損失といわなければなりません。

労働基準法は、労働者に週40時間・一日8時間を超えて労働させてはならないと定め、労働者が過重な長時間労働を強いられるのを禁止して、労働者の生命と健康を保護することを目指しています。

しかし、当該規則は十分に機能していません。昨今の雇用情勢の中、労働者はいくら労働条件が厳しくても、使用者にその改善を申し出るのには容易ではありません。また、個別の企業が労働条件を改善したいと考えても、厳しい企業間競争とグローバル経済の中、自社だけを改善するのは難しい面があります。

このように、個人や家族、個別企業の努力だけでは限界がある以上、国が法律を定め、総合的な対策を積極的に行っていく必要があるのです。

国におかれましては、上記の趣旨を踏まえ、下記の内容の法律（過労死防止基本法）を一日も早く制定するよう強く要望します。

記

- 1 過労死はあってならないことを、国が宣言すること
- 2 過労死をなくすための、国・自治体・事業主の責務を明確にすること
- 3 国は、過労死に関する調査・研究を行うとともに、総合的な対策を行うこと

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出いたします。

平成25年12月 日

衆議院議長	伊	吹	文	明	殿
参議院議長	山	崎	正	昭	殿
内閣総理大臣	安	倍	晋	三	殿
厚生労働大臣	田	村	憲	久	殿

三川町議会議長 成 田 光 雄

提出理由

全ての労働者が生命と健康を守ることができる健全な労働環境を確立し、過労死や過労自殺の撲滅を目指した法整備を求めるよう提出するものである。